

ソ. オンライン診療の適切な実施について

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月、以下本項目において「指針」という。）等に基づき指導を行う。

特に、次の事項に留意すること。

- ① 指針において、「医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価（診断等）を行い、その評価に基づいて、次の事項を含む診療計画を定め、2年間は保存すること」としていることを踏まえ、オンライン診療を実施する医療機関が診療計画を適切に作成及び保存していることを診療録等で確認するとともに、必要に応じて指導を行う。
- ② 「オンライン診療における不適切な診療行為の取扱いについて」（平成30年12月26日付け医政医発1226第2号厚生労働省医政局医事課長通知）において、医師法第20条に違反するおそれがある診療行為を示していることを踏まえ、これに該当しないことを診療録等で確認し、必要に応じて指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、厚生労働省医政局医事課に情報提供する。

【参考】

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月）

「オンライン診療における不適切な診療行為の取扱いについて」（平成30年12月26日付け医政医発1226第2号厚生労働省医政局医事課長通知）

タ. 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）による時限的・特例的な取扱いに基づいて初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った医療機関は、その実施状況を所在地の都道府県に報告することとしていることを踏まえ、診療録等で当該報告を行う必要のある実績の有無を確認するとともに、都道府県に当該報告がなされていることを確認し、必要に応じて指導を行う。

なお、前記ソ. ①について、令和2年4月10日に発出した事務連絡（参考）による時限的・特例的な取扱いが継続している期間（※）は、オンライン診療を行う際に、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこととしているため、当該期間の診療にかかる診療計画の確認は不要である。

※ 時限的・特例的な取扱いが終了する時期については、決定次第別途連絡する予定。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

令和2年度立入検査要綱等の改正

1 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

【要綱の改正を要する主な要素】

● 診療放射線に係る安全管理（施行規則第1条の11第2項第3号の2）

医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号）が2019年3月11日に公布され、このうち、診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定については2020年4月1日に施行されることになったことによる改正。

（改正内容）

● 診療放射線に係る安全管理体制の追加（P16、P48～P51）

- ・ 診療放射線に係る安全管理のための責任者の配置
- ・ 診療用放射線の安全医療のための指針の策定（ガイドライン 令和元年10月3日医政地発1003第5号）
- ・ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施
- ・ 放射線を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施（線量管理、線量記録、情報等の収集と報告）

2 令和2年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（医政局長通知）

（改正内容）

● 放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び目の眼の水晶体被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知（P13）

- ・ 現在実施している外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の18第1項に規定する放射線診療従事者等に対して適切に実施しているか確認
- ・ 外部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則第30条の18第2項第2号に基づき、放射線測定器を適切な位置に装着して実施しているか確認

● 病院におけるアスベスト（石綿）対策について（P7）

- ・ ばく露のおそれがある場所を有している病院、分析調査依頼中又は分析調査依頼予定の病院及び未回答の病院に対し、「病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表及び今後の対応等について（通知）」（令和2年2月14日医政発0214第1号）に基づいた対応をしているか確認及び指導

● オンライン診療の適切な実施について（P21）

- ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月）等に基づき
 - ① オンライン診療を実施する医療機関が診療計画を適切に作成及び保存していることを診療録等で確認
 - ② 「オンライン診療における不適切な診療行為の取扱いについて」（平成30年12月26日付）において示している医師法第20条に違反するおそれがある診療行為に該当しないことを診療録等で確認
 - ③ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け）により初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った医療機関がその実施状況等を都道府県に報告しているか等を確認